

令和 7 年度

第 1 回我孫子市健康づくり推進協議会

令和 7 年 1 月 26 日 (水)

我孫子市保健センター 3 階会議室

1. 日 時 令和7年11月26日（水） 午後7時から7時50分まで
2. 会 場 我孫子市保健センター3階会議室
3. 出席者 (委員) 14名  
・山口桂子委員・菅森毅士委員・佐藤昭宏委員・大城充委員  
・小川英郎委員・和久井綾子委員・松下世津子委員・久本英雄委員  
・池松孝司委員・西田歩委員・高見澤知子委員・荒井隆夫委員  
・朴善美委員・内田裕美委員  
(事務局 健康づくり支援課) 9名  
・根本久美子次長（兼課長）・村田真友美課長補佐・寺田智子係長  
・鈴木理香係長・平野絢子係長・一場亮子主査・武田ゆかり主査  
・湯下友貴主任主事・猪狩惣一郎主任主事
- 欠席者 (委員) 1名  
・水田勝委員
4. 議 題 (1) 会長、副会長選出について  
(2) 我孫子市新型インフルエンザ等対策行動計画の改正について  
(3) 我孫子市新型インフルエンザ等に係る予防接種対応マニュアルの改正について  
(4) 第3次心も身体も健康プランの進捗について
5. 会議の公開・非公開の別 公開
6. 傍聴者 0名
7. 会議内容

○会の成立及び公開について

事務局から、我孫子市健康づくり推進協議会条例第5条第2項により委員の出席が過半数を越えていることから本協議会の開催が成立していることを報告し、公開での会議開催、HP等で公開のため会議を録音することの承認を得た。

○健康福祉部次長 挨拶

会議開催にあたり、健康福祉部・根本久美子次長より挨拶があった。

## ○委員・事務局紹介

任期満了に伴う委員の改選後、初の健康づくり推進協議会であるため、委員の紹介があった。また、事務局職員の紹介があった。

### 【議事内容】

#### (1) 会長、副会長選出について

我孫子市健康づくり推進協議会条例第4条により、委員の互選により選出し、会長は我孫子医師会会长である菅森毅士委員、副会長は我孫子市歯科医師会会长である小川英郎委員が選出された。

以後、菅森会長により、次第に沿って、議事が進行された。

#### (2) 我孫子市新型インフルエンザ等対策行動計画の改正について

事務局より、「我孫子市新型インフルエンザ行動計画（素案）」に基づき、以下のとおり説明した。

初めに、2か所訂正があります。1ページの2行目「新型インフルエンザ事前対策計画」と記載しておりますが、正しくは、「新型インフルエンザ対策計画」です。また、19ページの要援護者班、23ページの要援護者班を要配慮者班に訂正いたします。災害対策基本法の改正により、要援護者から要配慮者へ変更されております。訂正をお願いいたします。

市では、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律および検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」に基づき、平成21年（2009年）9月に「我孫子市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定いたしました。その後、新型インフルエンザの世界的な流行や、鳥インフルエンザの発生、法改正や国・県の動向を鑑み、平成26（2014）年6月に「我孫子市新型インフルエンザ等対策行動計画」として改定しております。今回、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックを経て、政府並びに千葉県の新型インフルエンザ等対策行動計画の抜本的な改定が行われたことに伴い、国や県の行動計画を踏まえ、本市における対策の基本方針を示すため、我孫子市においても「我孫子市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定することとなりました。なお、この計画の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、市町村に義務づけられるものです。

文中にある網掛けの部分は「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づき、市町村計画に記載が必須となる内容です。この計画は、計画の位置づけや本市における感染症対応を経ての考え方を記載した『I はじめに』から始まり、『II 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項』、『III 行動計画等の実

行性の確保』、『IV 各対策項目の考え方及び取組』、の4つに大きく分かれています。国の行動計画の項目と違いますが、県の行動計画の項目に合わせております。

1ページ・2ページをご覧ください。ここでは、計画策定の経緯や見直しについて記載しています。また、2ページ半ばより、本市における新型コロナウイルス感染症の対応をまとめています。それを経て3ページ最後の段落をご覧ください。『(計画内の文章) 今般、3年超にわたり、特措法に基づいて新型コロナウイルス感染症の対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が、市民の生命及び健康だけではなく、経済や社会生活を始めとする市民生活の安定にも、大きな脅威となつたことである。このことから、感染症危機は、新型コロナウイルス感染症対応で終わつたわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来するものであると認識し、平時から、有事に備えることが必要である。』としております。

4ページをご覧ください。『II 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項』です。ここでは、基本姿勢として、成田空港につながる成田線沿線の都市として、また常磐線や上野東京ラインが走り、都心へのアクセスが良好であるという本市の特性を踏まえつつ、県の掲げる（1）感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する、（2）市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする、という目的及び基本的な戦略に基づき、市として対策を講じていくことを記載しています。

5ページをご覧ください。この対策を実施する上の留意点について記載しております。留意点として記載したのは次の8点です。（1）平時の備えの整理や拡充、（2）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え、（3）基本的人権の尊重、（4）危機管理としての特措法の性格、（5）関係機関相互の連携協力の確保、（6）高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応、（7）感染症危機下の災害対応、（8）記録の作成や保存、公表としております。

9ページをご覧ください。県の行動計画より抜粋した役割分担について記載しています。

13ページをご覧ください。この行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」、「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となること」を達成するためのものですが、ここでは、そのために必要になる主たる対策について、8つの項目に絞っています。「実施体制」「情報収集」「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」「まん延防止」「ワクチン」「保健」「物資」「市民生活及び市民経済の安定の確保」となっています。

15ページをご覧ください。(2) 横断的視点では、この8つの項目すべてについて考慮すべき事項を定めています。

16ページをご覧ください。本計画で各対策項目の設定については、次の3期に分けた構成としています。これは、網掛けしてあるとおり、国により定められた分類です。

【準備期】予防や平時の準備に関すること

【初動期】初期の感染症発生疑い例を確認し、その後感染症発生が確認され、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められるまでの間となります。

市は初期の感染症発生疑い例を把握した場合、我孫子市新型インフルエンザ等対策事務局連絡会議の設置を検討・必要に応じて招集します。感染症発生が把握された場合、我孫子市新型インフルエンザ等災害警戒本部の設置を検討・必要に応じて招集します。また、必要に応じて市対策本部の設置を検討します。

【対応期】国の基本的対処方針が定められて以降。市は特措法に基づき、市対策本部を設置後、速やかに実施体制をとります。

17ページをご覧ください。行動計画の実効性の確保について記載しています。

18ページをご覧ください。先ほどご案内した新型インフルエンザ等対策の主たる8項目について、それぞれ、目的、準備期・初動期・対応期ごとの取り組み、実施部署について記載しています。

## 1. 実施体制

新型インフルエンザ等が発生し、またその疑いがある場合に、全庁一体となった取組を推進するための体制を構築する。そして、長期間にわたる対応も想定されることから、市対策本部を持続可能なものとする体制とすることを目的に、必要な事項を載せています。連絡会議や各本部の委員・事務局が分かりづらいという府内からの意見を受け、パブリックコメント実施時には、この表の前にそれぞれの会議体について、それぞれの長や事務局、構成委員を明記した表を載せる予定です。また、コールセンター設置班・運営班についても一つにまとめる予定です。体制整備や持続可能な体制作りに必要なこととして、初動期では訓練や関係機関との連携強化、初動期には発生状況に応じた準備について、対応期に行うべき事柄について記載しています。

## 2. 情報収集

感染症危機管理において、リスクの把握や評価、平時の準備、発生の早期探知、また、発生後の対応の決定には、情報収集・分析が重要な基礎となる。このことから、それぞれの時期に応じた事項を記載しています。

## 3. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション、

感染症危機管理における市の対策の方針の意思決定及び効果的な対策のための判断に資する科学的根拠に基づいた情報を把握し、府内及び関係機関と共有するほか、市民に対しては、情報を適切に判断・行動するための情報提供・啓発を行うことに必要な事項について定めています。

#### 4. まん延防止、

感染症の発生時に、市民や事業者から、国・県が行うまん延防止対策への理解・協力を得るために必要な事項を定めています。これにより、社会的影響の緩和を図ることを目指しています。

#### 5. ワクチン

新型インフルエンザ等が発生した場合にワクチン接種を円滑に進めるための事項について定めています。こちらについては、後ほど説明する「我孫子市新型インフルエンザ等に係る予防接種対応マニュアル」を別に作成しています。

#### 6. 保健

実際に感染症危機が訪れた際に保健所の依頼に基づき実施する事項について記載しています。

#### 7. 物資

平時の物資の準備について記載しています。

#### 8. 市民生活及び市民経済の安定の確保

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、市民生活および社会経済活動の安定を確保するために必要な事項について定めています。

この計画に基づき、市民の生命・健康を守り、市民生活や経済への影響を最小限に抑えるため、全庁を挙げて対策に取り組んでいけたらと考えております。この素案は、我孫子医師会公衆衛生感染症担当理事である貫井理事、鈴木理事、松戸保健所の担当者の方にもご確認いただき、修正はないとの回答をいただいています。本日、いただいたご意見をもとに修正した後に、市長報告、その後、12月16日からのパブリックコメントを予定しております。

#### 《質疑・意見》

(和久井委員) 36ページ「表（1）市における特定接種の対象となりえる職務」に市職員や消防職員は記載されていますが、医療従事者は含まれないのでしょうか。

(事務局) 国が行う特定接種には医療従事者や社会福祉施設職員が含まれてくると思いますが、市主導ではなく、団体ごとに国に登録いただくことになります。新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の際は県が医療従事者を取りまとめて実施した経緯があるため、市の役割ではなく県の役割、もしくは県から指示があれば市で対応するため、現段階では我孫子市の職務に従事する市職員のみ記載しています。文章が分かりにくいかと思いますので見直します。

### (3) 我孫子市新型インフルエンザ等に係る予防接種対応マニュアルの改正について

事務局より、「我孫子市新型インフルエンザ等に係る予防接種対応マニュアル(素案)」に基づき、以下のとおり説明した。

初めに、1か所訂正があります。1ページ 1はじめに、2つ目の○の冒頭、2017年となっておりますが、2024年に訂正をお願いいたします。

本マニュアルの改正については、先ほどご説明申し上げた「インフルエンザ等対策行動計画」の改正に関連し、特に市が実施する予防接種の具体的な対応について、今般の新型コロナに係るワクチン接種の対応や、関連する法改正等も踏まえて行うものです。

1ページをご覧ください。3つ目の○に記載しているとおり、政府行動計画においては、特定接種と住民接種の2つの予防接種が新型インフルエンザ等対策として想定されているため、本マニュアルはこの2種類の接種について記載をしています。2種類の予防接種の詳細は、2ページの図表1 予防接種概要をご覧ください。特定接種は「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」、国または市町村が医療従事者や消防職員を含む市町村職員、介護や障害・社会福祉事業者の運営する施設職員などに実施する予防接種のこととなり、当市の対象となり得る職務については、対策行動計画に記載しています。

住民接種は、「新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため、緊急の必要があると国が認めるときに、対象者及び期間を定め実施する予防接種のことになります。

2ページ、2 本マニュアルの位置づけについては、2つ目の○に記載しているとおり、対策行動計画の改正と同じく、特に平時から具体的な準備を進めることを明記するよう、全体的に改正を行っております。

3ページをご覧ください。3 予防接種の実施体制整備の基本方針についてです。3つ目の○に記載したとおり、市では新型コロナに係るワクチン接種について、市内医療機関での平均接種実績が1か月あたり約15,000回、最大値実績として1か月あたり40,000回まで接種を実施した状況があるため、従来のマニュアルでは市主体の集団接種としていましたが、方針を変更し、医療機関主体の集団接種と、診療所などの個別接種を中心とした体制を構築することとして、本マニュアルを作成しました。

5ページをご覧ください。まず、準備期として、平時からの準備を進めるために、1-3-2 特定接種では、接種体制の構築と対象者の把握、厚生労働省宛ての報告などを実施します。また、1-3-3 住民接種においては、様々な想定をしながら、

接種を希望する方に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります。当市における接種対象者の推定人数については、6ページの図表3をご参照ください。また、7ページ図表4にお示しした新型コロナの際の接種優先順位を参考に、住民接種が必要となった場合には、接種体制を構築します。さらに、8ページの図表5でお示ししたように、高齢者施設等の入居者など、接種会場での接種が困難な方約2,500名の接種体制についても、平時から検討を行っていくこととしています。

9ページをご覧ください。1-4情報提供・共有としては、予防接種に関連した情報を迅速に市民に伝えるため、多様な周知方法を活用していく必要があり、現時点では10頁の図表6に掲載したような周知方法を検討しています。

1-5DXの推進については、今回の政府行動計画の改正に伴い、予防接種の記録等においてのデジタル化の推進が明記されたことを受け、市のマニュアルにもシステムの整備について、新たに掲載をしました。情報提供・共有、DXの推進、いずれも、接種が開始されるとなった場合には、電子的に通知が受け取れない方や、デジタル化に対応できていない医療機関等での接種についてなどに留意しながら、実施体制を整えていきます。

11ページからは感染症疑い例や、感染症発生が確認された初動期に実施することとして、準備期を踏まえた具体的な調整や実施体制の確保について、具体的な方向性を記載しています。また、この準備期には、11ページ2-3-3住民接種の3つ目の○にあるように、全庁的に業務・人員の調整を行い、速やかに接種を進めていけるよう体制構築を図っていきます。

15ページからは国の基本的対処方針が定められた以降の対応期として、接種を希望する方が速やかに接種を受けられるよう、接種体制を確保し、状況に応じて、16ページ3-2-4に記載したとおり、接種体制の拡充も検討することとしています。いずれも、今般の新型コロナウイルス感染症の流行と、ワクチン接種の経験を踏まえ、内容の改正を行っています。

## 《質疑・意見》

(荒井委員) 8ページ(イ)を見ますと、我孫子市に住んでいる人間が他の市でも予防接種ができるようになっていますが、新型コロナウイルス感染症の際はそれどころではなく、市内でも手一杯という状況でしたが、これは可能なのでしょうか。

(事務局) 新型コロナウイルス感染症の際は、自治体ごとの人口に応じてワクチンの配分があり、かかりつけ医が市外の場合には受けられるワクチンがないという状況でした。通常時の予防接種は、県内では市外のかかりつけ医で受けられる体制がとられています。新

型インフルエンザ流行時も市外のかかりつけ医で受けられるこ  
とを想定して市の計画に記載するように国が指示しています。

(荒井委員) 今の文章だけだと誤解をまねくかと思ったので、説明を付け加  
えるといかがかと思いました。

(事務局) 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の際は、前半は先ほ  
どの説明のとおりの状況でしたが、後半は集合契約の形をとって  
市外の医療機関でも受けられる体制に移っていました。ワクチン  
供給量により、実際どうなるか予測できない所がありますが、本  
マニュアルでは、全国的に接種ができる契約をするということを  
記載した形になります。

#### (4) 第3次心も身体も健康プランの進捗について

事務局より、「第3次心も身体も健康プラン」「第3次心も身体も健康プラン進  
捗状況、令和7年度の新規・重点取り組み事業等」に基づき、以下のとおり説明  
した。

「第3次心も身体も健康プラン」は、「自ら取り組む、みんなで続ける健康づ  
くり」を基本理念とし、令和7年度から令和18年度までの12年間を計画年と  
して進めてまいります。

3ページをご覧ください。本計画の位置づけは記載のとおりです。表のオレン  
ジ色部分に記載のあるように、健康増進計画、食育推進計画、歯と口腔の健康づ  
くり基本計画、母子保健計画を包含した計画になっています。国や県の取組、他  
計画と整合性を図り、連絡しながら進めています。

7ページをご覧ください。本計画は、8つの基本方針を包含しています。市民  
の健康寿命を延ばし、心身ともに健康な生活を送るための取り組みを推進するた  
め、「1. 人とまちの健康観」「2. 栄養・食生活、食育」「3. 運動・身体活動」  
「4. 休養・心の健康」「5. 歯・口腔」「6. 健康チェック」「7. たばこ」「8.  
アルコール」の8つの施策を策定しました。具体的な施策は、164ページ以降  
をご覧ください。例えば、「(1) 情報発信による一次予防の取り組み支援」では、  
保健センターだよりの充実、メール・LINE配信サービスによる情報発信、医  
師会様にご協力いただいている「健康メモ」、子育てQ&A、また様々な事業を  
とおして情報発信を行っています。また、「(2) 市と医療機関や関係機関、地域  
団体等との連携体制の充実」にあるように、医療機関、商工会、郵便局、市と連  
携協定を結んでいる生命保険会社など、行政以外の関係団体の皆様に、チラシ配  
布を始めとした情報発信へご協力いただいています。

165ページをご覧ください。「(4) 自ら一次予防対策に取り組むための機会の充実」として企画している「健康フェア」では、本日出席いただいている委員の皆様のご所属団体様にご協力いただき、今年も11月16日に盛況の中で開催できました。小さなお子さん連れのご家族から高齢の方まで幅広い年齢の方が来場され、相談や測定、スポーツ体験会、パネル展示などをとおして、健康づくりに取り組んでいただく機会になりました。日頃からのご協力に感謝申し上げます。続いて176ページをご覧ください。8つの施策を進めていくための目標値になります。計画の最終年である令和18年度に向けて、毎年、達成状況評価や見直しをしていきます。

184ページをご覧ください。本計画は、諮問機関である我孫子市健康づくり推進協議会へ進捗報告及び事業等の審議を行うこととなっています。本日は、進捗状況と令和7年度の新規・重点取り組み事業等について報告いたします。

お手元の資料6をご覧ください。(1)は令和6年度の進捗状況になります。達成率、増減率から「A.目標達成」「B.目標達成していないが改善傾向」「C.変わらない」「D.悪化」の区分で評価しています。表の一番右下の改善率を見ますと、全体では49.5%が目標達成または目標達成していないが改善傾向となっています。また、悪化は14%となっており、悪化した15指標及び対策について、各担当課の方針を記載しております。

令和7年度の新規・重点取り組み事業等について説明いたします。

【母子保健事業】では、妊婦のための支援事業を開始しました。昨年、アビイクオーレ2階に開設した、我孫子駅前妊娠・育児相談窓口の充実と合わせて、妊娠婦に対し寄り添い情報発信や相談を行い必要な支援に繋げていきます。

【成人保健事業】では、がん検診事業の充実として、LINE申請の一本化を開始しました。また、我孫子市国民健康保険加入者の特定健康診査受診率向上のため、生活習慣病で通院中であるが特定健康診査が未受診である者への受診勧奨、ナッジ理論を利用したAI作成通知の発送を行いました。

【予防接種事業】では、法定接種となった高齢者帯状疱疹予防接種を開始し、これまで市独自で行っていた65歳以上の方への肺炎球菌予防接種と、50歳以上の方への帯状疱疹予防接種の助成を9月末で終了しました。また、新型コロナウイルス予防接種は、自己負担を5,500円で10月1日から開始しました。

【計画推進事業】では、本日皆様の机に配布しました「保健センターからのご案内」を発行しました。第3次心も身体も健康プラン開始のお知らせや、8つの施策の1つである「4. 休養・心の休養」分野から「ストレス」をテーマに作成しました。また、健康フェアは、定期開催に加えて、別日に第20回記念回とし

て、がん体験者である、お笑い芸人はんにゃ・川島さんの講演会やA I 姿勢分析、階段チャレンジ、健康クイズを実施しました。

《質疑・意見》

なし

【その他、事務局から連絡事項】

本日は貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。本日の協議会のご意見や今後行うパブリックコメント等を参考に、計画書(案)を修正いたします。本日は、会議にご出席いただき、ありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

以上ですべての議題を終了し、健康づくり推進協議会を閉会した。